

議案第 59 号

山陽小野田市福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について
山陽小野田市福祉センター条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市福祉センター条例

山陽小野田市福祉センター条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 104 号）
の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 市民の福祉の増進及び市民生活の向上を図るため、また、全ての市民
が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高めあうことができる地域共生社
会の実現を目指すため、地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）
の推進を図り、山陽小野田市における福祉の拠点として福祉センターを設置
する。

（名称及び位置）

第 2 条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------------|---------------------|
| 山陽小野田市福祉センター | 山陽小野田市中心二丁目 3 番 1 号 |

（事業）

第 3 条 福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域福祉を育むひとづくりに関すること。
- (2) 支え合いの地域づくりに関すること。
- (3) 福祉サービスの仕組みづくりに関すること。
- (4) 生活支援の体制づくりに関すること。
- (5) 地域共生社会のまちづくりに関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。